

大阪府における部活動の在り方に関する方針 令和5年8月 大阪府・大阪府教育委員会（抜粋）

I 学校部活動

- ・学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものである。
- ・体罰・ハラスメントの防止の徹底や適切な休養日等の設定を順守すること。
- ・学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒に取って望ましい環境となるよう、特に、「1 適切な運営のための体制整備」「2 合理的で効率的な活動の推進のための取組」「3 適切な休養日等の設定」に占める内容について徹底すること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に実施できるよう適正な数の部活動を設置する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

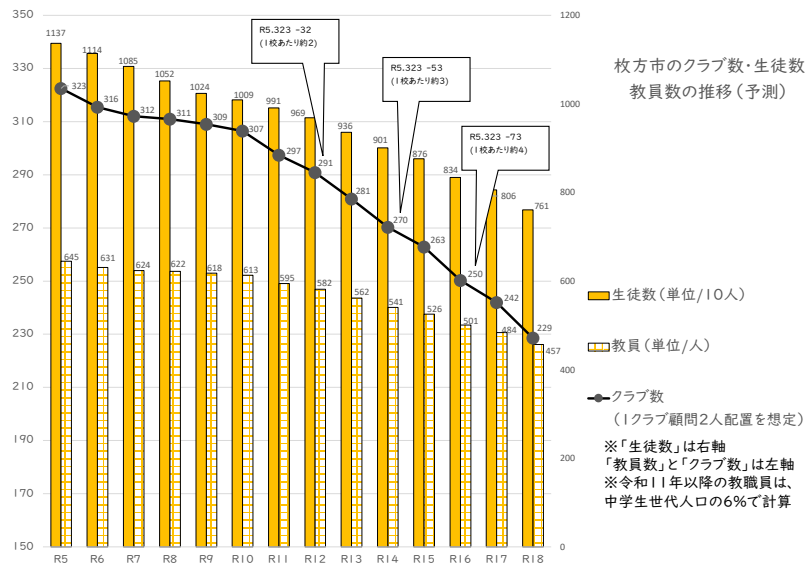
キ 学校の設置者は、部活動指導員の任用・配置にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導・安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰やハラスメントは、いかなることも許されないこと、サービスを順守すること等に関し、研修等を行うこと。

2. 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施にあたっては、運動部、文化部に関わらず、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外相の予防やバランスのとれた学校生活への配慮を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備に点検や活動における安全対策等）を徹底する。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引き（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意したわかりやすいもの）を活用して、適切な指導を行う。



2

「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理（令和2年3月）に掲載している事例（部活動抜粋）

①平成28年8月、中学校運動場において、1年生男子生徒がハンドボール部の練習中（ランニング後）に意識を失って倒れ、救急搬送される事故が発生した。翌日に当該生徒は搬送先の病院において死亡した。事故当日の練習では、当該生徒は午前8時過ぎに登校し、他のハンドボール部員と一緒に練習に参加した。その後、当該生徒は給水することなく約35分間のランニングをした後に倒れた。

②平成29年5月、部活動顧問（サッカー部）の指導下で、ウォーミングアップ、基礎練習等で体を慣らした後、湖一周ランニングを行った。当該生徒は学校まで残り200m付近で意識を失い倒れた。救急搬送後、重度の熱中症による多臓器不全や急性肝機能障害の可能性ありと診断された。多臓器不全により5か月後に死亡した。

③平成29年12月、学校のナイター照明下のグラウンドにおいて、陸上部投てき練習中に、女子生徒を指導していた男子生徒が投げた女子用ハンマーが、サッカーグラウンドの南半面で練習していた男子生徒の頭部に直撃した。その場でAEDや心臓マッサージを行い、その後救急搬送されたが死亡した。

④平成28年5月、中学校での柔道部活動中3年男子生徒が約束練習で投げ込みを行っていた時に、生徒の一人が頭痛を訴えた。しばらく休んでいたあと、立ち上がり歩き出したところでその場に倒れ、意識を失いつつあったため、病院に救急搬送された。急性硬膜下血腫と診断され緊急手術を受けた。後遺症が残った。

⑤平成29年8月、当該女子生徒は駅伝練習時、練習課題となっているランニングの実施中に倒れ、その後意識を失い病院に救急搬送された。熱中症、心房細動、意識障害、呼吸不全と診断された。駅伝部は学内の複数の運動部より選抜された生徒によって構成されるもので、当該生徒は卓球部に所属していた。

- 生徒の安全確保に必要な指導者等の人数について
- 生徒の安全確保に必要な活動環境について